

付 議 第 1 号

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則議案

高知県認定こども園条例施行規則（平成 18 年高知県教育委員会規則第 16 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 1 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第5項第1号中「食事の提供をするための適切な管理体制」を「その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容」に改め、同項第2号中「をいう」を「をいう。以下この号において同じ」に、「栄養等に関する」を「献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士による」に、「行われている」を「行われる」に改め、同項第3号中「認定こども園以外の施設で調理し、搬入する者は、」を「調理業務の受託者を、当該」に、「者である」を「者とする」に改め、同項第4号中「食物アレルギー等」を「食物アレルギー、アトピー等」に改め、同項第5号中「子ども」を「食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子ども」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定及び高知県認定こども園条例の一部改正に伴い、満3歳以上の子どもに対する食事の提供についての外部搬入に係る規定について、所要の改正をしようとするもの。

2 施行期日

公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

高知県認定こども園条例施行規則(抜粋)

本則

(施設の面積の基準等)

第11条 略

2～4 略

5 条例別表3の(7)の教育委員会規則で定める要件は、次に掲げる事項の全てを満たすこととする。

(1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士(栄養士法(昭和22年法律第245号)第1条第1項に規定する栄養士をいう。以下この号において同じ。)により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とすること。

(4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、食物アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができること。

(5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成するとともに、当該計画に基づく食事の提供に努めること。

6 略

旧

高知県認定こども園条例施行規則(抜粋)

本則

(施設の面積の基準等)

第11条 略

2～4 略

5 条例別表3の(7)の教育委員会規則で定める要件は、次に掲げる事項の全てを満たすこととする。

(1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、食事の提供をするための適切な管理体制が確保されていること。

(2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士(栄養士法(昭和22年法律第245号)第1条第1項に規定する栄養士をいう。)により、栄養等に関する必要な配慮が行われていること。

(3) 認定こども園以外の施設で調理し、搬入する者は、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者であること。

(4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、食物アレルギー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができること。

(5) 子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成するとともに、当該計画に基づく食事の提供に努めること。

6 略

認定こども園条例(抜粋)

別表 認定こども園の認定の基準

3 施設設備

(7) 認定こども園において子どもに対して食事を提供する場合は、当該認定こども園内の施設で調理する方法により行わなければならないこと。ただし、教育委員会規則で定める要件を満たす場合に限り、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外の施設で調理し、搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な加熱、保存等の調理のための機能を有する設備を備えていること。

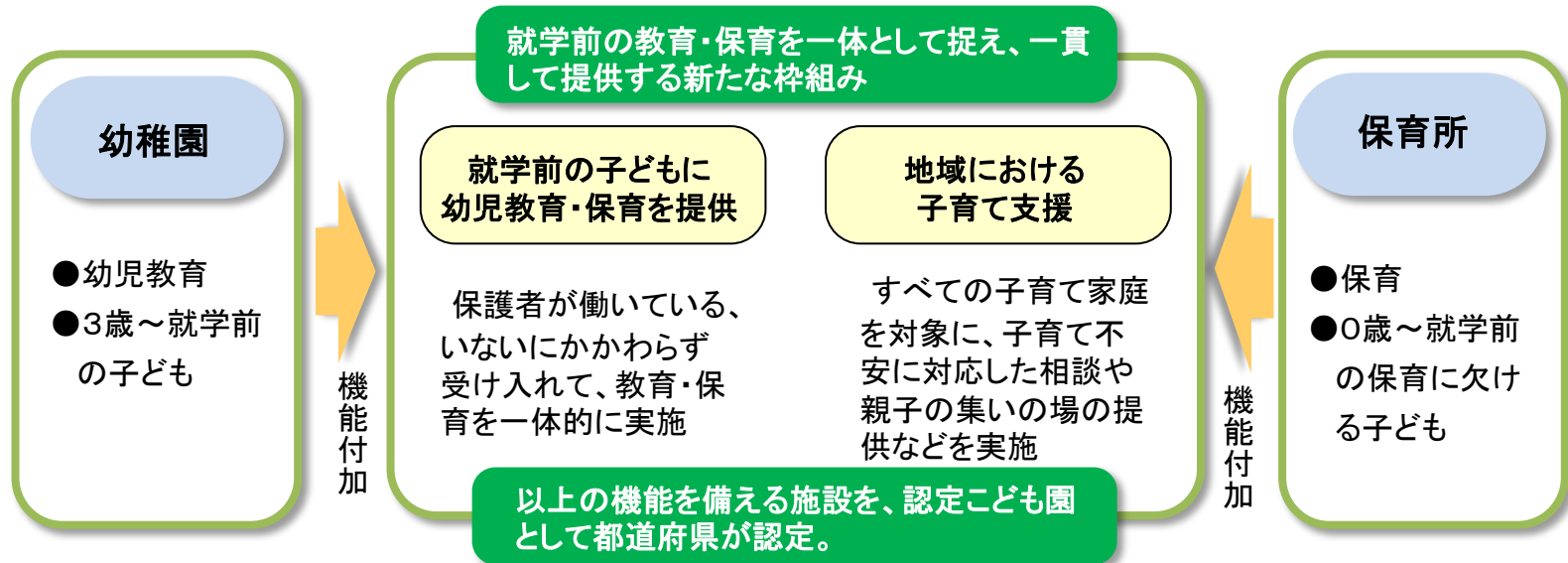
認定こども園の機能

① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)

② 地域における子育て支援を行う機能

(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



認定こども園類型

幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ